平成２５年（フ）第１２２０号
札幌市中央区北12条西23丁目１番２―304号
債務者　内田　順一
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４６号
群馬県安中市安中３丁目22番37号　株式会社かがやき　ゆずの家、住民票上の住所群馬県高崎市八幡町952番地18
債務者　佐藤　壽子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３３８号
神奈川県中郡二宮町中里1020番地の１　レオパレスシャルマン207号室
債務者　松田　誠司
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５２号
新潟県村上市山居町１丁目７番26号　天井アパート104
債務者　石田　直也
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１９５号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字狐洞１番地153　コーポ米内103号
債務者　玉山　正利
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１９６号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子202番地53　リフィーユ201号
債務者　千葉　寿人
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６４号
山形県西置賜郡飯豊町大字添川2471番地１
債務者　佐原　　哲
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第７６号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷４街区633番地　レオパレスジュネスⅤ―102号、前住所群馬県太田市東別所町228番地６
債務者　神戸　　亘
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３２３号
神奈川県南足柄市和田河原452番地　コーポラス萩Ｃ―２
債務者　横田ウヅ子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５８号
兵庫県多可郡多可町加美区大袋228番地　大袋三日市団地れんげそう１号
債務者　村上　幸司
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第６０号
兵庫県小野市天神町80番地の1707
債務者　瀬戸貴美子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第７１９号
福岡市城南区宝台団地12番401号
債務者　佐藤あゆみ
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８４８号
福岡市西区姪の浜６丁目３番30―401号
債務者　野川　優二
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８８７号
福岡市中央区春吉１丁目９番16―706号
債務者　西野　　文
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９５１号
福岡県古賀市花見南１丁目12番１号
債務者　湊　　泰三
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９６２号
福岡市東区松島１丁目29番６―606号
債務者　川口　洋一
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９８０号
福岡市南区老司３丁目43番４―203　犬塚みよこ方、住民票上の住所福岡県筑紫郡那珂川町片縄２丁目15番地　プロシード那珂川205号
債務者　犬塚　仁生
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部